

信託受益権に対する差押えの回避とその限界

富山大学名誉教授 福 井 修

目 次

はじめに	3. 信託法の観点
第1章 受益権に対する強制執行	4. 差押えを回避することの社会的妥当性
1. 受益権	5. 差押禁止財産を認める効果
2. 受益権に対する差押え	6. 一身専属性のある受益権
3. 受益債権に対する差押え	7. 小 括
第2章 英米の差押え回避手法	第4章 間接的手法に対する検討
1. 受益権に対する差押え回避のニーズ	1. 破産を受益権の終了事由とする構成
2. 米国の浪費者信託—直接的手法	2. 裁量信託
3. 英国の財産保護信託—間接的手法	3. 受益者指定権・受益者変更権の定めのある信託
4. 小 括	4. 裁量信託と差押え回避
第3章 直接的手法についての検討	5. 受益者指定権の行使期間
1. 執行法の観点—差押禁止財産である継続的給付債権	6. 小 括
2. 民法の観点—債権の譲渡禁止と差押えの可否	おわりに

はじめに

信託財産は受託者に帰属しているが、受託者の固有財産とは別扱いされる。信託財産の独立性といわれ、信託の特徴のうち中核的なものである。自己信託を除いて信託設定によって信託財産は委託者から受託者に移転しているが、信託財産の独立性から、受託者の債権者（ただし、信託財産責任負担債務に係る債権者を除く）は信託財産に対して強制執行が認められない。さらに、信託設定時点で委

託者の責任財産からは切り離されるので、委託者の債権者も強制執行の対象とすることはできない。「信託財産は実はなにびとの財産にも属しない独立の存在—目的財産あるいはnobody's property—である」と説明されている⁽¹⁾。

このように受託者の債権者も、委託者の債権者も信託財産に対して強制執行することは認められないが、信託においては強制執行と無縁というわけではない。信託で利益を受けるのは受益者であり、受益者の債権者はこの利益を受ける権利、すなわち受益権に対して

強制執行が認められる。ただ、英米では親族のうち財産管理がうまくできない者のために信託を設定して、生活を守りたいということも、信託を利用する動機の一つであった。その場合には受益者の債権者が受益権を差押えることを信託設定者が極力回避したいと考える場合もある。信託設定者の意思をどこまで尊重するかという論点があり、この点については従来必ずしも結論が一致しているとはいえない状況にある。

本研究は、我が国において、受益権に対する差押えの回避をどこまで認めるかを考察するものである⁽²⁾。

第1章 受益権に対する強制執行⁽³⁾

1. 受益権

まず受益権とは何かという点から確認しておきたい。信託法2条7項において「受益権」とは、「信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権(以下「受益債権」という)及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいう」とされている。信託行為によって、信託財産から受益者が給付を受ける債権(受益債権)だけでなく、(例えば受益者が信託の適正な運営を確認するために認められた書類閲覧請求権等)、受益者に認められた各種の権利の総体を受益権という⁽⁴⁾。

2. 受益権に対する差押え

受益権が、こうした各種の権利の総体であるならば、それを差押えることができるか、また、受益権を差押えた場合に、その効力がどの範囲まで及ぶかが問題となる。これについては、持分会社の社員の持分に対する差押えの効力についての考え方が参考になる⁽⁵⁾。

持分会社の社員、有限責任事業組合(LLP)

の組合員、各種協同組合の組合員、信用金庫の会員等の持分に対する差押えの効力は、その持分に基づく将来の利益ないし剰余金の配当請求権、持分払戻請求権、法人の解散による残余財産分配請求権に及ぶ。差押えは、持分に内在する財産価値を擱取するに止まり、差押えを受けた債務者が共益的権利(議決権・業務執行権・代表権など)を行使することを妨げないと解されている⁽⁶⁾。

以上の考え方は信託についてもあてはまる。つまり、権利の総体としての受益権についても、差押えることができ、その場合の差押えの効力は財産権としての性格を有する権利(典型的には受益債権)に及ぶが、例えば、受益者集会における議決権など、「公益権」ないし「身分的な権利」に相応する権利・権能について及ばないと考えられる⁽⁷⁾。

3. 受益債権に対する差押え

受益者の債権者が受益権ではなく、受益債権だけに対して差押えをなしうるかは一応問題となりうる。

基本的な法律関係から生ずるものでも、具体的な権利として確定的に発生したものや、将来発生すべき具体的なものについては、独立して差押えることができると考えられている。例えば、株式の剰余金配当請求権の場合、株主総会で決議された効力発生日において具体的な権利として確定的に発生するが、株主総会決議前であっても、将来発生すべき具体的な剰余金配当請求権については独立して差押えの対象になると考えられている。

したがって、受益債権についても同様に、独立して差押えをなしうると考えられる。

第2章 英米の差押え回避手法⁽⁸⁾

1. 受益権に対する差押え回避のニーズ

信託は元々、本人が財産管理をうまくできない場合に、第三者である受託者に財産管理を行わせたいというニーズから生まれた制度

であるといえる。本人が財産管理をうまくできない場合の中には、財産を浪費する性癖がある場合も含まれるので、せめて信託財産については債権者から守ってやりたいと考えて信託を設定することもある。とすれば受益者の債権者が受益権を差押えすることを回避したいと考えるわけである。

ここからは、受益権に対する差押えが認められない場合について検討していくこととしたい。以下では、こうしたニーズに対して、英米においてどのような手法がなされているかをみていくこととしたい。

2. 米国の浪費者信託—直接的手法

英米では財産管理をうまくできない人の保護を目的とする信託が存在する。米国では spendthrift trust という信託の類型があり、これは信託約款または法令によって、受益者の権利について任意的または非任意的な権利移転の制限を課した信託をいうとされている。我が国では一般的に浪費者信託と訳されている⁽⁹⁾。これは、信託約款中に信託受益権について受益者の任意処分を禁止する旨の条項と、受益者の債権者が受益権について差押えをすることができない条項を包含する信託であり、そうした信託条項に法的効果が与えられることになる。当初は浪費者のみを対象としたが、次第に未成年者や制限能力者も受益者になりうるようになり、自己の財産を適切に指図しえないと推定されるすべての受益者を補助するために広く利用されるようになったとされる。

委託者が自らを受益者とする場合（自益信託）には、上記の浪費者条項は無効であるとされ、委託者以外の者が受益者である場合（他益信託）に有効だとされる。ただし、州によっては認めていない州もあり、また、元本金額を一定額以下に制限している場合、収益の一定額のみが浪費者条項によって保護されるとする場合もある。しかし、統一信託法典では明確に有効であるとされ、受益権の譲渡禁

止・差押禁止が認められている（502条）⁽¹⁰⁾。

3. 英国の財産保護信託—間接的手法

米国と異なり、英国では浪費者信託のように受益者の受益権の処分禁止や受益権の差押禁止を直接信託条項に盛り込むことは認められていない。受益者の有する衡平法上の権利について、任意か否かを問わず、譲渡を禁じる信託条項を設けることはできないと考えられているからである。ただ、浪費癖のある者や騙されやすい性格の者の財産を保護するための仕組みとして財産保護信託（Protective Trusts）が認められている⁽¹¹⁾。

Bを収益の生涯受益者として財産保護信託を設定する。Bの生涯受益権には、Bの破産またはBによる任意の処分行為その他の事由によって、信託財産の収益が第三者に帰属することになるまで、という制限を設ける。そして、そのような事由が生じたら⁽¹²⁾、受託者はその信託財産を裁量信託で管理し、Bの存命中は、その収益を一定の割合でBと配偶者や直系卑属に、配偶者も直系卑属もいなければ、BおよびBが死亡したとき当該信託の元本と収益に対する権利を取得する立場にある者に分配するよう取り決めるものである。分配の割合は、Bに対しては生計を維持できる程度にして、残りはすべて配偶者と直系卑属に支給し、Bはそのメリットを間接的に受けるように配慮すればよいとされる。

Bが破産すれば受益権は破産管財人ではなく、Cに移転するという条件を付けることはできないが、Bが与えられているのは破産すれば当然に消滅するという権利であり、一旦与えた権利を不当に取り上げるといった問題は生じないので、こうした制限は有効だとされる⁽¹³⁾。

4. 小 括

以上見てきたように、海外では受益権の差押えを回避するために二つの手法が行われている。

第一は、米国における浪費者信託のように、信託条項に受益者の債権者が受益権について差押えができない条項を入れることにより、直接的に差押えを回避する手法である。保護される範囲を制限する場合もあるが、米国統一信託法典では明確に有効として認められている。

第二はイギリスの財産保護信託のように、受益者の有する受益権を生涯受益権とし、受益者が破産すれば受益権は終了するとし、その後は裁量信託として受託者が受益者および給付額を裁量して決める仕組みとするものである。直接的に差押えを禁止するのではなく、受益者の破産を受益権の終了事由とすることにより、間接的に受益者の債権者から守る仕組みである。

以下では、二つの手法に分けて、我が国において認められるか、その場合の問題点等を検討していきたい。

第3章 直接的手法についての検討⁽¹⁴⁾

1. 執行法の観点—差押禁止財産である継続的給付債権

我が国の民事執行法は、権利の実現を求める債権者と生活の維持を要する債務者との間の相反する利益を調整するため差押禁止財産を定めている。給料等の継続的給付債権についてはその四分の三に相当する部分が差押禁止とされる（ただし、標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額（月払いの場合33万円）を超えるときは、超える部分は差押可能範囲に入る）。

給与以外の継続的必須収入債権（債務者が国および地方公共団体以外の者から生計を維持するために受ける継続的給付に係る債権）は、給与債権と同じ範囲で差押禁止に服する（民事執行法152条1項1号）。これについては、民法上の扶養請求権のほか、生命保険会社・銀行等との私的年金契約による継続的収入なども、生計維持に必要なものは、その

限度で、現に年金として支給が開始されているものに限って含まれると解されている⁽¹⁵⁾。信託を使って受益者に対して年金給付のような形で給付がなされるものはこれに該当する。

これに関して、大阪高裁は「民事執行法152条1項に定める継続的給付に係る債権には、生命保険会社等との私的年金契約による収入も含まれるが、生計維持に必要な限度で、現に年金として支給が開始されているものに限られる」としている⁽¹⁶⁾。学説でも、将来の老後の生活保障まで含む趣旨ではなく、債務者等の現在の生活の拠り所となっている場合に限られると解されている⁽¹⁷⁾。

このように扶養請求権などの継続的給付債権については、その四分の三が差押禁止とされるが、生計維持に必要な限度であり、その上限（標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額（月払いの場合33万円））が定められている。それを超えるときは、超える部分は差押可能範囲に入るとされており、差押禁止について厳しい金額制限がある。将来の生活保障まで含まないということは、将来の生活保障の趣旨で給付される債権は差押禁止財産にならないということになる。

2. 民法の観点—債権の譲渡禁止と差押えの可否

信託条項の中に受益権に対して差押ができない旨を定めた場合に、わが国において有効とされるかどうかを考えるにあたり、類似の問題として、債権の譲渡禁止特約の議論がある。

債権法改正にあたり、具体的には次のとおり整理された⁽¹⁸⁾。

①債権の譲渡制限がなされた場合でも債権譲渡の効力は妨げられず（相対的効力）（民法466条2項）、悪意または重過失のある譲受人等に対して、債務者が履行を拒むことができるにすぎない（同条3項）。

②譲渡制限のある債権に対して差押えをし

た債権者に対して履行拒絶はできない（民法466条の4第1項）。譲受人が悪意又は重過失のあるとき、その債権者が差押えをした場合は履行拒絶ができる（同条2項）。

③預金債権の譲渡制限については、例外的に物権的効力を有することとされ、悪意・重過失のある譲受人に対しては債権譲渡自体が無効とされる（民法466条の5第1項）（預金債権に譲渡制限が付いていることは広く知られているので、ほとんどの場合譲渡は無効となる）。ただし、譲渡制限は差押債権者には対抗できない（同条の5第2項）。

まとめると、債権者・債務者間で債権の譲渡禁止を定めた場合、その効力は悪意または重過失のある譲受人等に対して、債務者が履行を拒むことができるにすぎず、善意かつ無重過失の譲受人には履行を拒むことはできない。さらに当該債権が差押えられた場合、差押債権者に対しては履行拒絶ができない（例外は、債権譲渡の譲受人が悪意又は有過失で、その債権者が差押えた場合）。預金債権については例外規定があるが、預金債権には譲渡禁止特約があることは広く知られているからであり、受益権について一般に譲渡禁止特約があるとは認められないので、この例外にはあたらない。

3. 信託法の観点

民事執行法152条は差押禁止債権を極めて限定しており、差押禁止財産を私人間の意思表示で創設することには否定的である。また、民法では債権の譲渡禁止特約は有効であるが、差押債権者には対抗できない。受益権の譲渡禁止も自由に定めることができるが、差押債権者に対して受益権の差押禁止を主張することはできないということになりそうである。

信託法の観点からはどのように考えられるか。

(1) 独自性主張説

これらに対して、信託の独自性を主張する立場がある。

四宮和夫教授は旧信託法における記述であるが、正当な理由なしに財産の差押可能性を奪うことは、第三者（債権者）を害し、公序良俗に反する行為（民90条）といわねばならないとしつつ、いかなる要件があれば財産の差押可能性を奪いうるかについて、「権利の移転が権利の存立と相容れない」場合、換言すれば、「債権にとり本質的な」譲渡性の禁止される場合でなければならないとし⁽¹⁹⁾、(a)無償行為に基づく権利で、しかも、権利付与者により移転が禁止されている受益権、(b)無償行為によって与えられた権利で、しかも、その権利の内容が権利主体の変更と相容れないものである受益権をあげている⁽²⁰⁾。信託行為において受益権について帰属上の一身専属性があるものと規定すれば、差押可能性を奪うことができる趣旨と解される。

道垣内弘人教授は、信託行為における譲渡制限の定めについては、当該定めが信託目的とどのように結びついているかを考慮し、信託目的との関係で合理性のある定めであれば、そのような受益権は、信託行為の定めによってではなく、その性質上、譲渡ができないと考えるべきである。債権の譲渡禁止特約があっても差押えは可能だという点は、受益権にも一応成り立つが、性質上の譲渡不可の場合は金銭債権よりも広く解されるべきであり、かつその場合は差押えもできないと解すべきであるとされる⁽²¹⁾。差押えだけを回避するということではなく、信託目的から受益権が譲渡できないとされており、それが合理的な定めであれば、譲渡禁止と併せて、差押禁止が認められるとしている。

(2) バランス重視説

これらに対して、法体系におけるバランスを強調する立場もある。

現行信託法では受益権は譲渡可能であるの

が原則とされ、例外として、受益権の性質が譲渡を許さないとき、および信託行為に譲渡制限の定めがあるときがあげられる(93条)。この「受益権の性質が譲渡を許さないとき」に関して、立法担当者の解説では、「なお、性質上譲渡が許されないものに関して、従前から、扶助信託あるいは浪費者信託などの議論がされている。これを広く認めれば、受益権の譲渡ができないのみならず、受益者の債権者が受益権を差押えることができなくなるため、安易に認めるべきではないと考えられる」としている⁽²²⁾。

佐久間毅教授も信託目的や受益権の内容の定めを解釈を通して、譲渡制限を認めることには慎重である。例えば特定の者の経済的援助を目的とする信託においても、受益権の譲渡対価がその者を経済的に助けることもあるから、必ずしも信託目的に反しない⁽²³⁾。さらに、受益権譲渡につき性質上の譲渡制限を広く認めることには、それによって受益(債)権の差押え・譲渡命令(または転付命令)による移転を避けることができるという考慮も(大きく)働いていると思われるが、この点については、金銭債権一般と異なる扱いをするかが問題になるとする⁽²⁴⁾。

4. 差押えを回避することの社会的妥当性

悩ましいのは、委託者の受益権に対する差押えを回避したいという意向が、法的に保護されるべきものか、言い換えれば社会的に妥当なものと容認されるかということである。

委託者は受益者の判断能力や資質から財産管理の能力を懸念して、受益権に対する差押えを回避したいと考えるのであろう。

判断能力に関しては、我が国には判断能力の低い者に対しては法定代理人を選任して本人を保護する制限行為能力者の制度がある。未成年者、後見・補助・保佐の制度である。判断能力のレベルに応じて、制限行為能力者が法定代理人の同意を得ずに行った行為等を取り消すことを認め、制限行為能力者が財産

を失うことのないように保護している。逆に言えば、法定代理人の同意を得た場合や、法定代理人自身が行った行為は有効であり、これによって生じた債務も有効である。仮にこうした債務を本人・法定代理人が弁済しない場合には、債権者が強制執行を行うことは認められている。委託者が受益者の判断能力を懸念するのであれば、個々の財産について差押禁止とするのではなく、代理人等を選任して財産管理全般について、受益者の保護、サポート体制を構築すべきではなからうか。

資質に関しては、浪費癖というのが考えられる。受益権に対する差押えを禁止する信託が浪費者信託と訳されているように、受益者に浪費癖がある場合に、財産を保護するという脈絡で説明される場合も多い。しかし、浪費者といえども判断能力に欠けることはなく、そうした者が浪費のゆえに負った債務については法的に有効である。浪費者が債務の弁済を行わず、そのために債権者が浪費者の財産を差押えた場合に、それを認めないということに合理性はないと考えられる。もともと「浪費」の範囲を法的に画するのも難しい。我が国でも以前の行為無能力者制度には準禁治産者として浪費者が含まれていたが、現行法の制限行為能力者制度では外されており、浪費癖のある者を救済するという考えは後退しているといえよう。

資質に関して次には、騙されやすい性質、勘違いしやすい性質というのがあるかもしれない。民法では錯誤、詐欺等の規定をおいているが、これでは救済される場合が少ないとして、消費者契約法では事業者と消費者の契約について救済の範囲を広げている(ただ、それでも救済の範囲は限られている)。さらに、受益者が経験不足等から、投資に失敗することを委託者が心配することも考えられる。しかし、それらは問題となる取引類型を抜き出し、それぞれの取引についての法的有効性を判断するという方向で解決すべきと考える。

債権債務を法的に有効だと認めるとすれば、それは国家が債務の履行を認めるということであり、債権者の強制執行を認めるわけである。強制執行を防ぐために個別の財産に対して差押禁止のラベルを張っていくことは、公序良俗に反するという意見は否定できないように思われる。

5. 差押禁止財産を認める効果

差押禁止を認めることの効果についても、限界はある。

受益者が信託からの給付金を受け取る場合、日常的に使用している預金口座に入金されることは多いであろう。仮に受益権に対する差押禁止を認めたとしても、給付金が受益者の預金になれば、預金に対して差押禁止の効果は及ばないので、債権者は預金に対して差押えを行うことができる。とすれば受益権についての差押禁止を認めることにどれほどの意義があるのだろうか⁽²⁵⁾。

また、逆に受益権に対する差押えを認めたとしても、受益権からの回収によって債務残高は減少するわけであり、受益者にとって財産のプラスマイナスは同じである。受益権に対する差押えを認めなければ、他の財産に対して強制執行されることが考えられるわけで、結局どの財産が強制執行の対象になるかという違いだけである。したがって、差押えを認めないことによって、受益者に大きな保護が与えられるということにはならない。差押債権者からすれば、受益権に対して差押えを行ったところ、信託行為で差押禁止であったためにそれが空振りにおわれば他の財産に対して差押えを行うことになる。要するに、個人の意思によって差押禁止財産を創設することは、強制執行手続きを混乱させるものであり、ひいては公序良俗に反するものであるという議論につながってしまう。

6. 一身専属性のある受益権

差押えができない受益権として一身専属性

のある受益権があげられている。一身専属性のある具体例として、特別障害者扶養信託がある⁽²⁶⁾。この制度は、特別障害者（重度心身障害者）の生活の安定を図るため、親族や篤志家等が財産を贈与することを支援するもので、通常は課税される贈与税を信託利用の場合は非課税とするものである⁽²⁷⁾。親族、篤志家等が委託者となり、特別障害者を受益者、信託業務を営む金融機関を受託者として、金銭や有価証券等を信託すれば、総額6,000万円を限度として、贈与税が非課税となる。あくまで、特別障害者が受益者であることを前提としており、受益者の変更禁止、受益権譲渡の禁止が契約書で定められている。また、相続税を非課税とすることから相続税法に規定があり、法制上の根拠もある。こうしたことから、この受益権は一身専属性があると考えられる。しかし、この受益権でさえも差押えが認められないか否かは微妙であり、場合に分けた検討が必要であると思われる。

一方では、一身専属性のある受益権なのだから差押えはできないとする考え方がある。四宮説からすれば、「無償行為に基づく権利で、しかも、権利付与者により移転が禁止されている受益権で」あり、「債権にとり本質的な」譲渡性の禁止される場合に該当しよう。道垣内説からも、信託目的からも合理性のある譲渡制限の定めであり、譲渡も差押えもできないという結論になると考えられる。確かに受益者の変更禁止、受益権譲渡の禁止が定められており、信託が継続していく場合に、受益者の地位が第三者に移転することはないものとして構成されている。つまり、受益者の権利の総体としての受益権を差押えることはできない。

しかし、受益債権のレベルで考えればどうだろうか。例えば、受益者に50万円信託財産から給付する具体的な受益債権が生じており、それに対する差押えがあった場合はどうだろうか。あるいは信託が終了することになり、残余財産である50万円が受益者に給付

されることになっていたところ、その給付債権に対して差押えがあった場合はどうだろうか。いずれも単純な金銭債権である。これらについて差押えが認められ、差押債権者に支払われれば、受益者は相当額の債務が減少するのであり、信託財産からの給付によって受益者は経済的メリットを得ていることに変わりはない。特別障害者扶養信託の信託目的は「受益者の生活の安定に資する目的」であり、贈与税を免除することがポイントであるから、信託目的に反することはないと考える。民事執行法の規律から、前者の例については生計を維持するために受ける継続的給付に係る債権として四分の三まで（ただし月払いの場合上限33万円）の差押禁止が認められる余地はあるが、それを超える部分は差押えが認められ、後者の例については全額について差押えが認められるとしても不都合はないように思われる。

7. 小 括

米国は一般に債権者に対して厳しい法制をとっている国である。信託についても差押えができない旨を信託条項に定めることを認め、州によっては全額でなくても一定比率の差押禁止を認める立場をとっている。ところが我が国では、差押禁止を「生活上必要な額」の範囲でしか認めていない。これは反対に設定者（委託者）に対して厳しい立場である。米国のように「生活上必要な額」を超えても一定比率については差押禁止を認める考え方（立法論）もありうるように思われるが、それも認めていない。

結局、それもそうした差押禁止の意向が社会的に妥当だと認められるような状況、債務者の具体例が想定しづらいからだと考えられる。受益者の判断能力を心配するのであれば、代理人等を選任し、財産管理全般のサポート体制を構築すべきである。そうした対応によって現実に受益権に対して差押えがなされる事例は極めて少ないと思われる。仮に差押え

が行われた場合を想定すると、法的に有効な差押えだと認定される以上は個別財産に差押禁止のレッテルを張っても他の財産に対して差押えが行なわれることになり、執行事務が煩瑣になるだけであろう。

信託は柔軟な制度であり、信託行為で受益者の変更禁止、受益権譲渡の禁止等を定めれば、一身専属性のある受益権を創出することは可能である。その場合総体としての受益権を差押えることはできない。しかし、個別の具体的な受益債権については差押えを認めないわけにはいかないと考えられる。

第4章 間接的手法に対する検討⁽²⁸⁾

1. 破産を受益権の終了事由とする構成

英国の財産保護信託のように、受益者の破産または任意の処分行為その他の事由によって、信託財産の収益が第三者に帰属することになると当該受益者の受益権は終了するとし、その後は裁量信託として受託者が受益者および給付額を裁量して決める仕組みは、わが国でも認められるであろうか。

ある事由が生じた時点で受益権が終了するという構成はわが国ではまだなじみのないものと思われるが、現在の信託法では、91条で、「受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め（受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む）のある信託」についての規定を置いている。いわゆる連続受益者の定めのある信託についての規定であるが、死亡によって受益権の移転が生じるのではなく、第一受益者の受益権が終了し、第二受益者が受益権を新たに取得することを明文で認めている。死亡に限ってはあがるが、このような形の受益権の終了に係る定め方を認めている。

ただ、財産保護信託の前段の事由は破産なので、破産法の回避と受け取られれば、強行法規を僭脱する条項というそしりを受けかね

ない⁽²⁹⁾。しかし、民法137条では、破産手続開始が期限の利益の喪失事由とされ、銀行取引約定書には破産の申立を期限の利益喪失事由とする規定がおかれ、その効力は従来から有効と認められている。財産保護信託の規定も破産が生ずれば今後は信託財産から給付をしないということなので、破産法回避というまでもなく、有効な規定と解されよう。

2. 裁量信託

英米では裁量信託という類型がある。これは、受益者に対する給付の内容や、誰を受益者にするかという点も、受託者の自由な裁量に委ねるものである。裁量信託の受託者は次の四つの権限の全部又は一部行使することができる⁽³⁰⁾。

- ① 一定の範囲の潜在的受益者の中から、具体的な受益者を特定すること。
- ② 特定された受益者が受ける受益の内容を決定すること。
- ③ ①で特定された受益者に、②で決定された受益内容をいつ、どのような状況の下に交付するかを決定すること。
- ④ ③で決定された受益の内容をどのような方法で行うかを決定すること。

つまり、裁量信託では受益者に対してどれだけの給付をするかということだけでなく、そもそも誰を受益者にするかという点も受託者に委ねられる。受託者の裁量次第で誰に、いくら利益配分していくかが決まるわけである。具体的なニーズとして、資産家が自分の子に財産を承継させるに当たり、将来子のうち誰かが経済的に困窮するかもしれないので、その場合はその子に手厚い給付を与えることができるよう受託者に広い裁量権を与える事例があげられる。

信託法第二次リステイトメント155条では、受託者が受益者に行う給付が、信託条項によって、受託者の自由な裁量に基づくこととされる場合、受益権の譲受人や受益者の債権者は、受託者に対し、支払を強制することができな

いと規定されている。譲渡自体が禁止されるわけではないが、譲受人に具体的な権利が発生しない以上、実質的に譲渡は不可能になる⁽³¹⁾。差押えについても具体的な受益債権が発生しない段階では、効果がない。

3. 受益者指定権・受益者変更権の定めのある信託

わが国の信託法には、裁量信託に関する条文はないが、受益者指定権・受益者変更権については89条に規定が置かれている。すなわち、受益者指定権とは、信託行為においては特定の者を受益者に指定せず、事後的に一定の者の意思により受益者指定をさせるものであり、受益者変更権とは、信託行為において受益者として指定した者を、事後的に一定の者の意思により変更するものである⁽³²⁾。受託者が受益者指定権を有することも想定されているので、受託者がその裁量によって受益者を指定、変更することがみとめられ、実質的に裁量信託が認められている。

4. 裁量信託と差押え回避

裁量信託については受益権の差押えができない例としてあげられている。しかし、それは誰にいくらの信託給付がなされるかが未確定であるため、それが決まるまで債権者が差押えできないだけであると考えられる。受益者と給付額が決まり、具体的な受益債権が発生している場合には、当該受益者の債権者は具体的な受益債権に対して差押えができる。受益者指定権・受益者変更権が認められるのは、受益者の確定を遅らせた方がより適切な財産給付が可能になることから、その合理性が認められているのであり、その結果として債権者にとって差押えがしづらいにすぎず、差押えを回避する意図が尊重されているわけではないと考えられる。

したがって、受益者指定権・受益者変更権の行使といえども、状況によっては、それが認められず差押えが認められる場合もありえ

よう。例えば、差押命令の送達される直前に受益者変更権により受益者が変更された場合、特定の差押命令を無効化するためになされたと認められるならば、受益者変更権の濫用とされる余地はある。差押命令と第三債務者からの相殺に関しては無制限説が採用され、広く相殺が認められるが、特定の差押えを狙い撃ちにするような相殺は相殺権の濫用とされている⁽³³⁾。それと同様の考え方が適用される場合は、理論的にはあると考える⁽³⁴⁾。

5. 受益者指定権の行使期間

(1) 永久拘束禁止則

受益者指定権が定められている場合には、受益者指定権が行使され具体的受益債権が確定するまで、差押えが困難になるわけである。しかし、そうした誰に利益が与えられるかが不確定な状態を永久に認めてよいかという点は気にかかるところである。

英米では永久拘束禁止則 (rule against perpetuities) が確立している⁽³⁵⁾。永久拘束禁止則とは、将来発生する権利について、そのような将来の権利の創設・設定がどの範囲で認められるかを問題にするものであり、将来発生する権利の創設・設定については、「一定期間」を経過するまでにその取得が確定するように設定されていることを要し、そうでない将来権の創設・設定を無効とするものである。このルール自体は英国で相当な期間を経て生成・発展し、それが米国に導入された。米国では一般に「ある権利は、その設定のときの生存者の余命に21年を加算した期間の満了までに帰属・取得が確定するよう設定されない限り、無効である。」と定式化されている。

永久拘束禁止則は、「はるかな利益の設定」に対する制約の一般原理であり、財産法の一般則であるが、その利用の形態から、中心的な場面は信託の場面である。また、将来の受益権の設定の効力を問題とするものであるが、将来の受益権の設定が無効とされ、その

限りではもはや受益者のない信託となって、それにより信託の終了をもたらすから、その実質において信託の存続期間についての規律であるとされている⁽³⁶⁾。

なぜ人の生存期間という不確定な期間が基準とされたかといえば、委託者(設定者・財産の処分者)が適切な判断を行うものとして想定される範囲はどこまでかという観点から、処分者が具体的にその者を知り、そのニーズを判断できる範囲までを画するものとして、処分時における生存者の生存期間が基準とされたと説明される。ここでは、「法による処分に対し所有者による家族のための処分の方が適切な処分となることが信頼できる(通常一般的な)範囲はどこまでか」という観点から、基準期間が設定されている⁽³⁷⁾。

(2) 信託法91条の規律

我が国において永久拘束禁止則についてどう考えるか。

ヒントになるのは信託法91条で認められた受益者連続型信託の規律である。受益者連続型信託は、受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定めのある信託であり、こうした定めをおくことにより、委託者から配偶者、子、孫の世代へと連続して受益権が承継されていくものである。そして、この信託については、信託がされたときから30年を経過したときに現存する受益者が死亡するまで効力を有するとしている。この条文は難解であり、いくつかの解釈論が提示されているが、立法担当者の解説では30年経過後一度だけ受益権の承継を認め、その受益者が死亡するまで信託の効力を認めたものとされている⁽³⁸⁾。

そうして、こうした規定をおく実質論は、永久拘束禁止則と共通のものと解される。世代を超えた財産の承継という局面において、委託者の財産の処分の尊重と、それが次世代以降の者の財産の処分を拘束しそれを制約す

ること、ひいては、財産の譲渡性や市場性を損ねることは対立する。二つを調整するために、委託者の財産処分をどこまで認めるかという問いに対して、永久拘束禁止則は「委託者の認識が及びうる世代まで」と考えているが、信託法91条においても「委託者が、通常、現に認識しうる範囲、世代」を問題とし、その範囲では委託者の判断を尊重すると考えているわけである⁽³⁹⁾。

(3) 受益者指定権の行使期間

信託法89条の受益者指定権について行使期限の定めはないが、相続によって承継されない(同条5項)とされている(ただし、受益者指定権者の死亡に備え、信託行為において後任の受益者指定権者の定めをおくことは可能である)。立法担当者は、委託者の合理的な意思は、受益者指定権者が死亡した場合において、相続人に受益者指定権を行使させる意図までは有していないことが一般的だからとしている⁽⁴⁰⁾。ここでも委託者が認識しうる範囲で、委託者の意思を尊重するという考えが基調にある。

信託法91条の規定はあくまで受益者連続型信託の規律であるが、信託の有効期間という点では信託一般に類推適用できるとする意見もある⁽⁴¹⁾。筆者は、受益者指定権・受益者変更権があるために、財産の譲渡性や市場性を損ねるという要素はあり、受益者指定権・受益者変更権の行使においても、信託法91条の類推適用をすべきだと考える。

受益者指定権の定めのある信託について信託法91条を類推適用すると、設定してから30年経過後の受益者指定が1回だけ認められ、その受益者が死亡するか、受益権が終了するまで効力が認められるということになるのか。受益者指定権は相続によって承継されないから、信託行為の当時受益者指定権者が40代だったとすれば、30年後は70代になっており、ざっくり言えば同じくらいの行使期間を想定しており、あえて信託法91条を類推適用

せずともよいともいえよう。ただ、受益者指定権者が死亡した場合について信託行為で別段の定めをおいていた場合はそれによることから、より長い期間の受益者指定権の行使が可能になる。しかし、その場合には信託法91条の類推適用により、設定してから30年経過後の受益者指定が1回だけ認められ、その受益者が死亡するか、受益権が終了するまでしか効力が認められないとすれば整合性がとれると考える。委託者の意思をどこまで尊重するかという観点からは同じだからである。

6. 小 括

英国で行われている財産保護信託のスキームを、受益者に破産等の事由が発生すれば当該受益者の受益権は終了し、以後は裁量信託となるものと解すれば、我が国の現行信託法の下でもほぼ同じものを実施することは可能だと考えられる。その場合最初の受益者に事由が生じた後は当該受益者に対して信託財産からの給付がなくなるとするだけであり、すでに発生した具体的受益債権に対する差押えは有効だと解する。裁量信託になった後も、具体的な受益者が決まるまで差押えができないという効果はあるが、あくまでそれは副次的効果であり、具体的な受益債権が生じ、それに対して差押えが行われた場合は有効だと解される。

誰が利益を得るか不確定な状態を無限定に認めてよいとは考えられないので、英米の永久拘束禁止則のようなルールが我が国でも必要である。受益者指定権・受益者変更権は相続によって承継されないことになっているが、信託行為で別段の定めは可能なので、さらに信託法91条の類推適用をすべきだと考える。

おわりに

筆者は本テーマに関連して、すでに二つの論文を公表しており、本稿はそれらを整理し、

さらに考察を加えた集大成版である。とはいえ、考察を加えるたびにとらえ方が違う部分があり、自らの力不足とともに、本テーマは深いテーマだと痛感される。

信託法の解釈にあたっては、相反する二つの意見が主張されることがある。一方は、わが国のように一元的な法制度の下では、信託も他の法体系の中でバランスのとれたものとして扱う必要があるとして、信託以外を利用した場合と同様に扱うべきであるという考え方である。他方は、民商法による規律が不十分だから信託法の規律ができたのであり、信託だからこそ可能になる処理があってもおかしくないという考え方である⁽⁴²⁾。つまり、信託の独自性が主張できる局面か否か、主張できる理屈があるか否かによって、どちらかの解釈をとることになるのだが、本件テーマは論者によってそれが分かれるものである。

筆者はこれまでバランス論に立ちながらも、信託という仕組みが信託行為によって自由自在に受益権を創設できること（信託の柔軟性）を考えると、割り切れない部分があった。しかし、今回の検討では権利の総体としての受益権に対する差押えと具体的受益債権に対する差押えを分けて考え、前者については信託行為の定めによって受益権を一身専属的なものと構成し、差押えを実質的に制限できるとしても、後者については差押えを制限することはできないと考えることにより、自分なりに整理がついたように思われる。

現行信託法の施行から十数年が経過し、民事信託が普及しつつあり、財産承継の手法に信託を使う例が増えている。従来あまり実例のなかった受益権に対する差押えについても、それが生じる可能性は増えている。筆者の拙い検討が、今後の議論の契機になれば幸いである。

【注】

(1) 四宮和夫『信託法 [新版]』71頁（有斐閣、1989年）。

(2) 筆者は本テーマに関連して、すでに二つの論文を公表している。福井修「信託受益権に対する差押え」富大経済論集63巻3号99～120頁（2018年）（以下、拙稿①論文という）、および福井修「信託に関わる強制執行」信託フォーラム13号55～60頁（2020年）（以下、拙稿②論文という）である。本稿はこれらの一部を整理するとともに、さらに検討を加えたものである。

(3) 第1章は拙稿①論文に依拠している。

(4) 村松秀樹・富澤賢一郎・鈴木秀昭・三木原聡『概説新信託法』224頁（金融財政事情研究会、2008年）。

(5) 商事信託法研究会報告「信託受益権を巡る民事執行法・破産法上の諸問題」信託260号7頁。本報告では受益権に対する差押可能性について、多角的な観点から検討が行われている。

(6) 中野貞一郎『民事執行法 [増補新訂6版]』760頁以下（青林書院、2010年）。信用金庫の持分に関してなされた東京地判昭和44年5月29日下民集20巻5・6号396頁参照。

(7) 商事信託法研究会報告・前掲注(5)・7頁。

(8) 第2章は拙稿①論文に依拠している。

(9) 樋口範雄『アメリカ信託法ノート』163頁以下（弘文堂、2000年）、佐藤仁「消費者信託の有効性について」信託124号89頁以下（1980年）。

(10) 樋口・前掲注(9)・238頁。

(11) デイヴィッド・ヘイトン（三菱信託銀行信託研究会訳）『信託法の基本原理』54頁（勁草書房、1996年）。

(12) 後段の「Bによる任意の処分行為その他の事由」の意味は、Bが信託財産から収益を受け取る権利を第三者に売却した場合等を想定していると思われる。

(13) ヘイトン・前掲注(11)・54頁。

(14) 第3章は、1～3については拙稿②論文に依拠し、4～7については、これま

- での検討を踏まえ、さらに考察したものである。
- (15) 中野・前掲注(6)・658頁。
- (16) 大阪高決平成13年6月22日判時1763号203頁。
- (17) 倉部真由美「個人年金保険契約に基づく解約返戻金請求権の差押えの可否」ジュリスト1276号160頁。
- (18) 潮見佳男『新債権総論Ⅱ』386頁以下(信山社、2017年)。
- (19) 四宮・前掲注(1)・330頁以下。
- (20) この例として、i 無償行為により取得した受益権の内容が人的性格のもので、主体の変更と相容れないものである場合、ii 扶養信託の受益権、iii 裁量信託の受益権の三つがあげられる。
- (21) 道垣内弘人『信託法』324頁(有斐閣、2017年)。
- (22) 村松ほか・前掲注(4)・226頁。
- (23) 佐久間毅「信託法をひもとく第8回受益者の権利の取得と譲渡」NBL1106号70頁。
- (24) 佐久間・前掲注(23)・71頁。
- (25) 樋口範雄教授は、浪費者信託を認めると、受益者が差押えを免れ、ぬくぬくとした生活を続ける状況がありうる点を批判する学説を紹介した上で、それに対してはいったん受益者の手元に入った収益に対しては差押えが認められることをあげ、収益が受益者へいったん渡ることを保障することによって、その限度で受益者保護を図ることができるとして、肯定的にとらえている(樋口・前掲注(9)・232頁)。しかし、筆者は、その限度であるのなら差押禁止を認めることにどれほどの意義があるのか疑問を感じる。
- (26) 能見善久『現代信託法』190頁(有斐閣、2004年)。
- (27) 特別障害者扶養信託の仕組みについては、鴻常夫編『商事信託法制』397頁以下(有斐閣、1998年)。
- (28) 第4章については、1～3は拙稿①論文に依拠し、4～6はこれまでの検討を踏まえ、さらに考察したものである。
- (29) 金融機関の間では、多額かつ複数の資金決済が生じることから、一方が急に破産した場合には、決済の状況次第で、多額かつ複数の破産債権を抱える可能性がある。このリスクを回避するため、一方の金融機関に破産等の事由が生じた場合には、その時点ですべての債権債務を単一通貨に引き直して一括して清算を行う取り決め(一括清算条項)が金融機関どうしの約定に盛り込まれるようになった。しかし、破産法との関係でこの条項が有効か否かが問題となった。わが国では明確化を図るため1998年に法律(金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律)を制定して有効性を確認し、問題を解決した。
- (30) ドノヴァン・W.M. ウォーターズ『信託の昨日・今日・明日』112頁(日本評論社、2000年)。
- (31) 樋口・前掲注(9)・168頁。
- (32) 村松ほか・前掲注(4)・210頁。
- (33) 相殺権の濫用を認めた判決としては、大阪地判昭和43年2月15日金法729号33頁。
- (34) 商事信託法研究会報告・前掲注(5)・16頁では、差押がなされた後に受益者変更権者が変更をなしうるかという点が問題とされている。差押は第三者の行為を制約するものではなく、また、もともとこうした受益権は、現在の受益者の意思とは無関係にどの時点で他の者に移転するか分からない権利であって、現在の受益者の債権者が差押えたからといって受益者変更権者が変更権を行使しないという期待を持つことはできないものであるから、差押がなされた後でも受益者変更権者は変更をなしうるとしている。しかし、これは権利の総体としての受益権が

差し押さえられ、受益者変更権が正当に行使されることを前提として考えると考えられる。本文のように具体的な受益債権に係る差押命令を無効化するために受益者変更権を行使したと認められる場合を想定しているものではないと考える。

(35) 永久拘束禁止則については、ウォーターズ・前掲注 (30)・33頁。沖野眞巳「受益者連続型信託について」信託法研究33号48頁以下では、英米の永久拘束禁止則

と我が国の信託法91条との関係を詳細に分析している。

- (36) 沖野・前掲注 (35)・49頁。
- (37) 沖野・前掲注 (35)・50頁。
- (38) 村松ほか・前掲注 (4)・218頁。
- (39) 沖野・前掲注 (35)・59頁。
- (40) 村松ほか・前掲注 (4)・212頁。
- (41) 沖野・前掲注 (35)・66頁。
- (42) 道垣内・前掲注 (21)・24頁。

(ふくい・おさむ)